

別冊

市町村合併のまとめ

平成30年3月

村上地区・荒川地区・神林地区・朝日地区・山北地区

地域審議会

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 合併後の状況 | 1 |
| (1) 人 口 | |
| (2) 世 帯 | |
| (3) 農林漁業 | |
| (4) 商工業 | |
| (5) 公共施設 | |
| (6) 行政体制 | |
| (7) 財 政 | |
| 2. 合併の不安に対する対応 | 17 |
| (1) 地域のあり方 | |
| (2) 行政サービス | |
| (3) 行財政効率化 | |
| 3. 合併の効果及び現状 | 20 |
| (1) 住民の利便性の向上 | |
| (2) サービスの高度化・多様化 | |
| (3) 重点的な投資による基盤整備の推進 | |
| (4) 地域づくり・まちづくりと施策展開 | |
| (5) 行財政の効率化 | |
| (6) 地域のイメージアップと総合的な活力の強化 | |
| 4. これからのまちづくりに向けて | 22 |
| 5. 資 料 | 23 |
| (1) 地域審議会 | |
| (2) 用語説明 | |

1. 合併後の状況

(1) 人口

平成27年の国勢調査による村上市の人口は62,442人で合併前の平成17年から10年間で約12%の減少率（全国▲0.5%、新潟県▲5.2%）となっており、平成7年からの10年間の減少率6.5%より増加しており人口減少が急速に進んでいます。

全地区で減少傾向となっていますが、神林、朝日、山北地区の農山村地域は減少率が高い状態となっています。

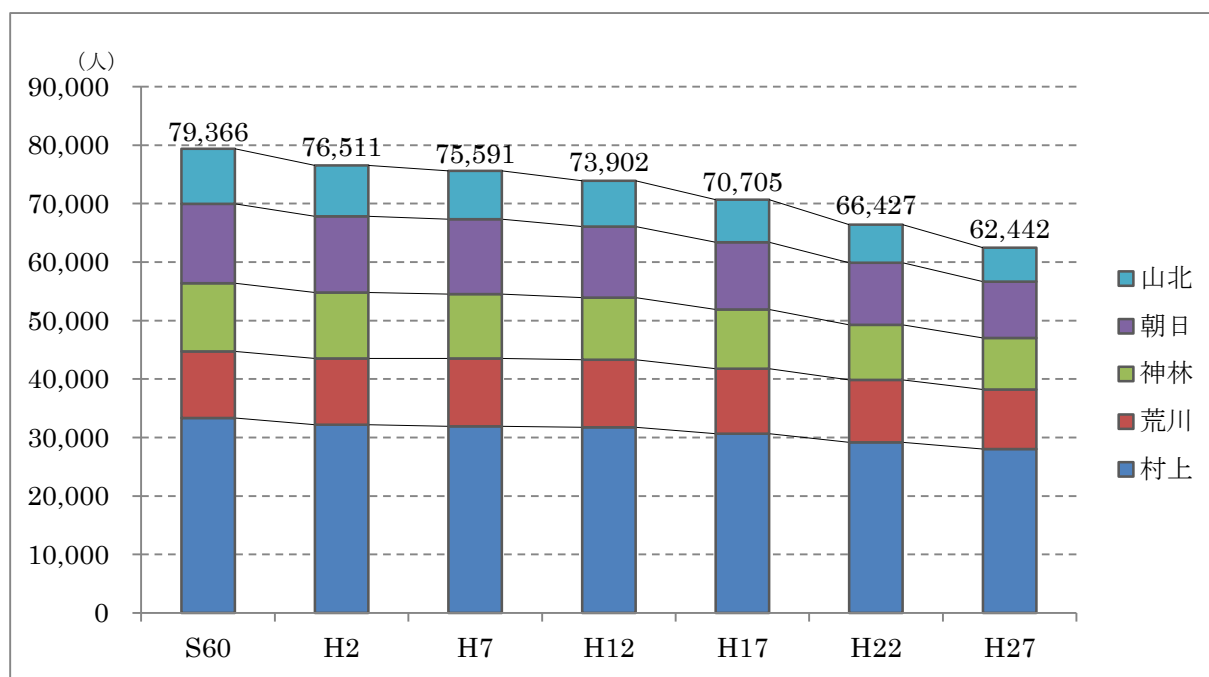
年齢別人口では、15歳未満の人口が平成17年からの10年間で30%減少している一方で65歳以上の人口は約8%増加しており少子高齢化が進行しています。

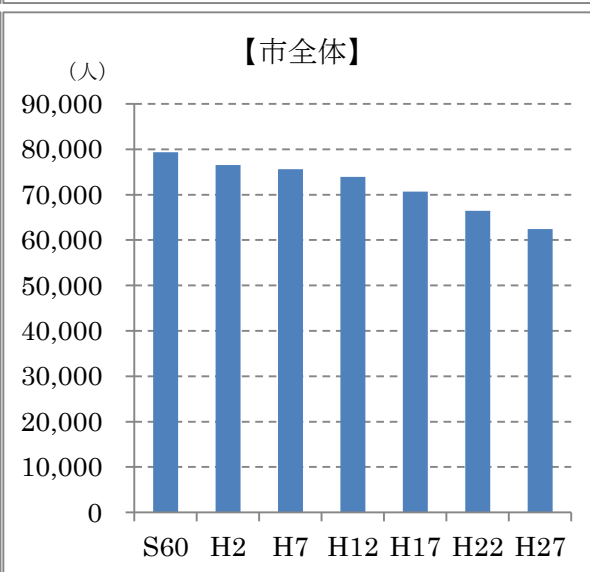
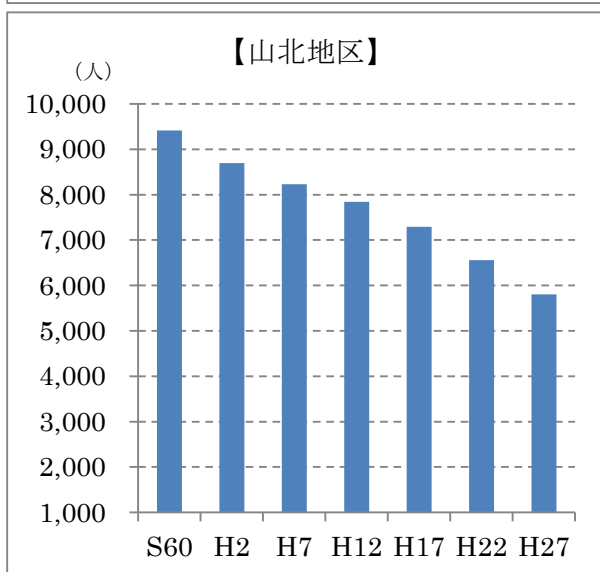
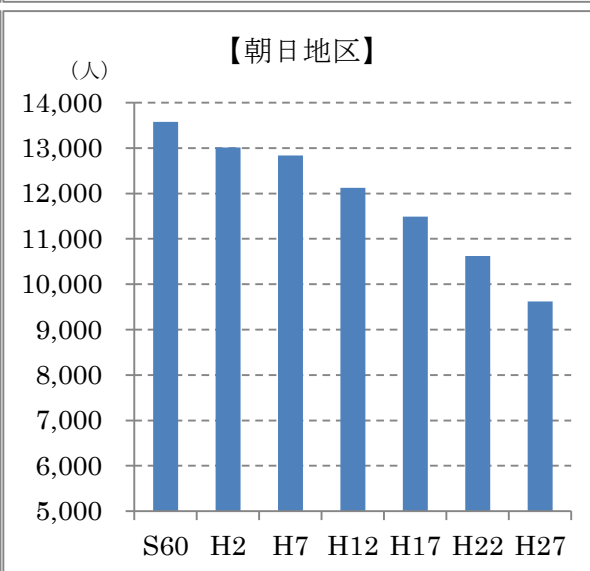
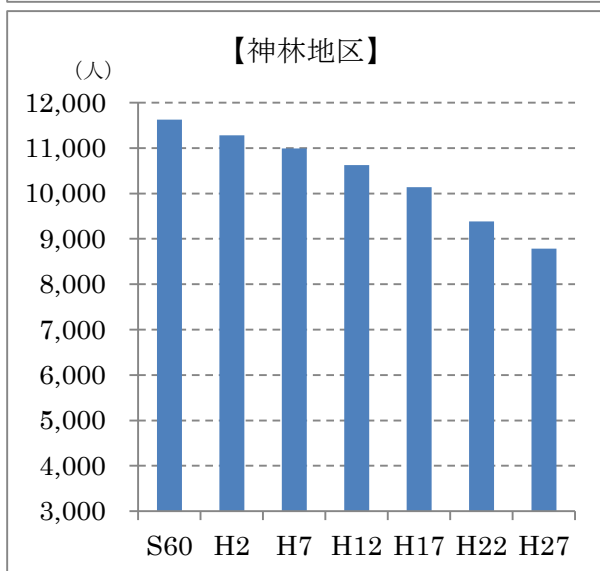
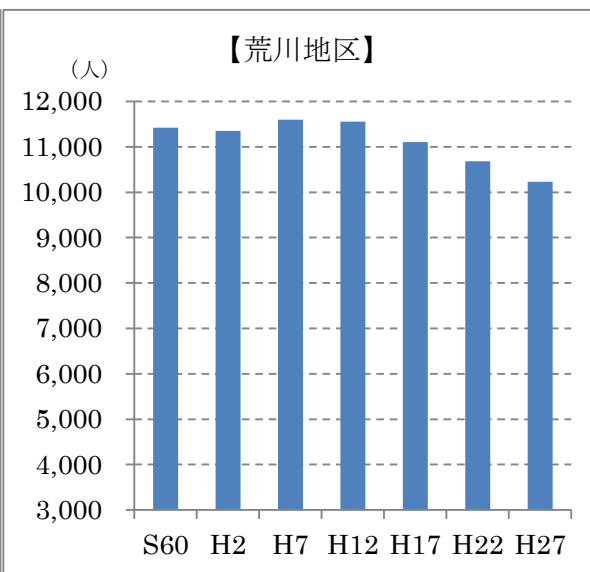
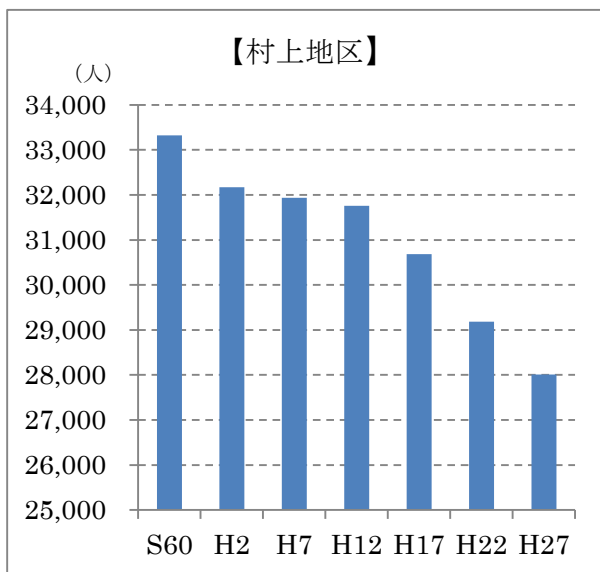
【表1 人口の推移】

単位：人

| 地区名 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 | H27/H17 増減率 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 村上 | 33,325 | 32,171 | 31,938 | 31,758 | 30,685 | 29,186 | 28,009 | ▲8.7% |
| 荒川 | 11,418 | 11,353 | 11,596 | 11,555 | 11,105 | 10,678 | 10,231 | ▲7.9% |
| 神林 | 11,629 | 11,277 | 10,989 | 10,625 | 10,135 | 9,385 | 8,782 | ▲13.3% |
| 朝日 | 13,578 | 13,014 | 12,837 | 12,125 | 11,489 | 10,621 | 9,617 | ▲16.3% |
| 山北 | 9,416 | 8,696 | 8,231 | 7,839 | 7,291 | 6,557 | 5,803 | ▲20.4% |
| 合計 | 79,366 | 76,511 | 75,591 | 73,902 | 70,705 | 66,427 | 62,442 | ▲11.7% |

資料：国勢調査



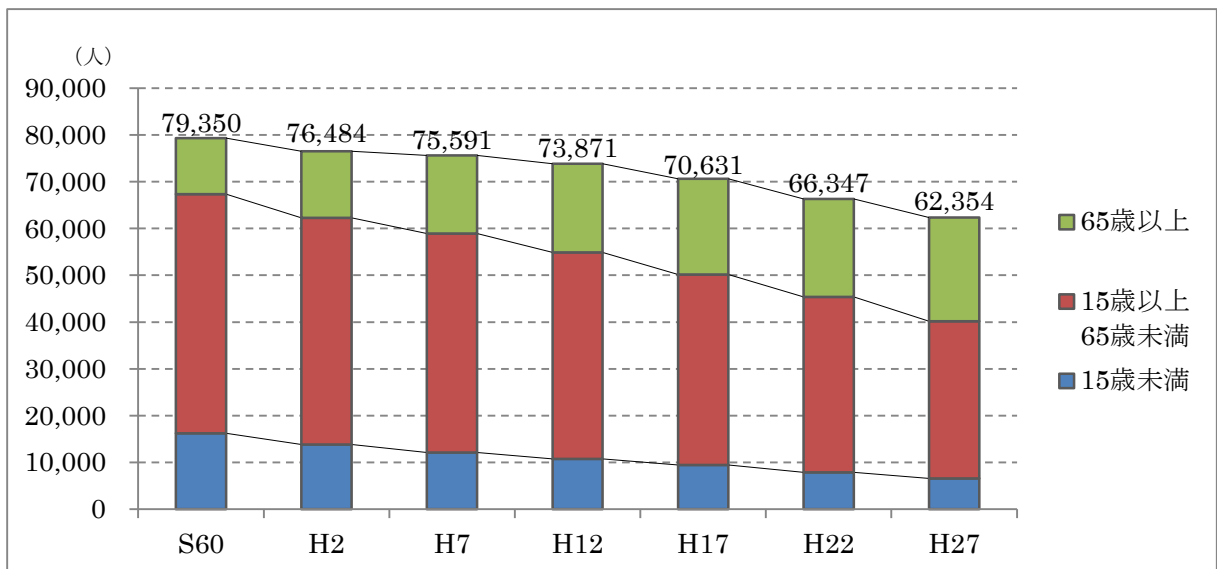


【表2 年齢別人口の推移】

単位：人

| 区 分 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 | H27/H17 増減率 |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| 15歳未満 | 16,193 (20.4%) | 13,837 (18.1%) | 12,092 (16.0%) | 10,774 (14.6%) | 9,451 (13.4%) | 7,881 (11.9%) | 6,609 (10.6%) | ▲30.0% |
| 15歳以上 65歳未満 | 51,146 (64.5%) | 48,454 (63.4%) | 46,864 (62.0) | 44,104 (59.7%) | 40,735 (57.7%) | 37,524 (56.6%) | 33,578 (53.9%) | ▲17.6% |
| 65歳以上 | 12,011 (15.1%) | 14,193 (18.6%) | 16,635 (22.0) | 18,993 (25.7%) | 20,445 (28.9%) | 20,942 (31.6%) | 22,167 (35.6%) | 8.4% |
| 合 計 | 79,350 | 76,484 | 75,591 | 73,871 | 70,631 | 66,347 | 62,354 | — |

資料：国勢調査（年齢不詳は含まない）



【表3 人口比較】

単位：人

| 地区名 | H22 | | | H27 | | |
|-----|--------|--------|------|--------|--------|------|
| | 推計値 | 確定値 | 比較 | 推計値 | 確定値 | 比較 |
| 村 上 | 29,156 | 29,186 | 30 | 27,423 | 28,009 | 586 |
| 荒 川 | 10,568 | 10,678 | 110 | 9,991 | 10,231 | 240 |
| 神 林 | 9,525 | 9,385 | ▲140 | 8,898 | 8,782 | ▲116 |
| 朝 日 | 10,679 | 10,621 | ▲58 | 9,849 | 9,617 | ▲232 |
| 山 北 | 6,604 | 6,557 | ▲47 | 5,927 | 5,803 | ▲124 |
| 合 計 | 66,532 | 66,427 | ▲105 | 62,088 | 62,442 | 354 |

※合併市町村基本計画策定時の推計値と国勢調査の確定値を比較

(2) 世帯

平成 27 年の国勢調査による村上市の世帯数は 22,138 世帯で合併前の平成 17 年からの 10 年間で約 1%の減少となっています。また、1 世帯平均では 2.8 人となっており、核家族化の傾向が進んでいます。

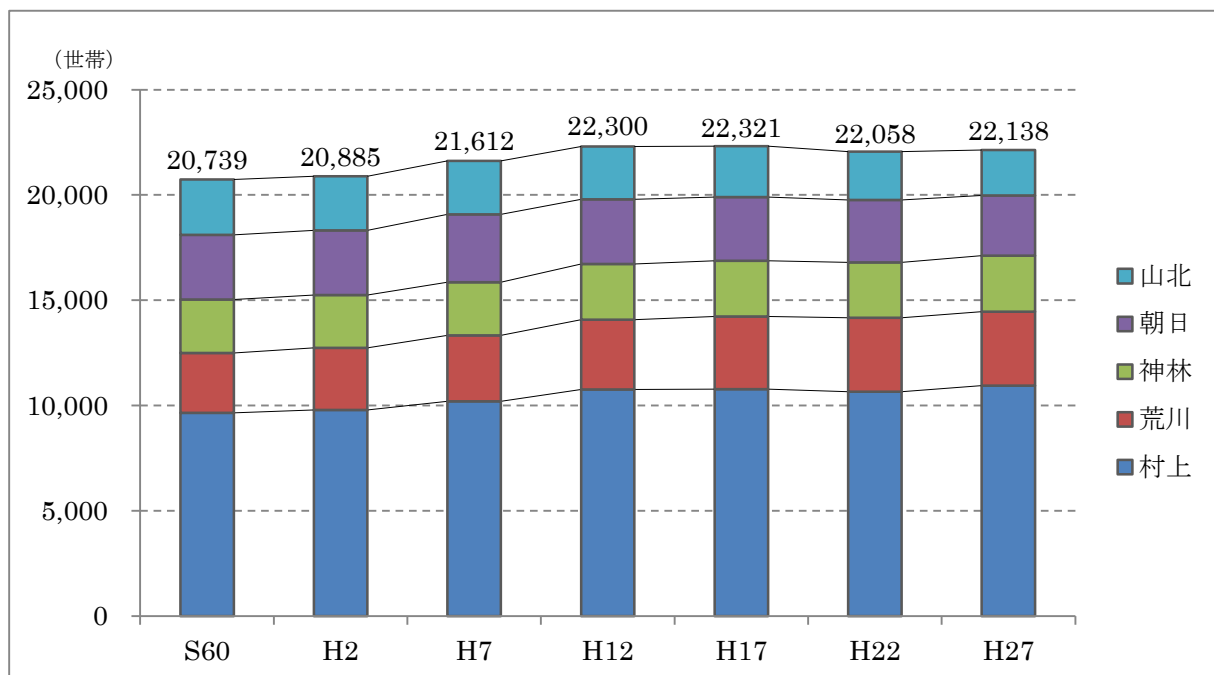
地区別では、村上、荒川、神林地区は平成 17 年まで増加傾向にありましたが、それ以降は、ほぼ横ばいの状況で朝日、山北地区においては世帯数も減少傾向となっています。

【表 4 世帯数の推移】

単位：世帯

| 地区名 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 | H27/H17 増減率 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 村上 | 9,645 | 9,786 | 10,192 | 10,768 | 10,774 | 10,655 | 10,938 | 1.5% |
| 荒川 | 2,847 | 2,947 | 3,138 | 3,311 | 3,454 | 3,509 | 3,513 | 1.7% |
| 神林 | 2,543 | 2,518 | 2,531 | 2,638 | 2,644 | 2,631 | 2,660 | 0.6% |
| 朝日 | 3,072 | 3,064 | 3,223 | 3,080 | 3,029 | 2,973 | 2,861 | ▲5.5% |
| 山北 | 2,632 | 2,570 | 2,528 | 2,503 | 2,420 | 2,290 | 2,166 | ▲10.5% |
| 合計 | 20,739 | 20,885 | 21,612 | 22,300 | 22,321 | 22,058 | 22,138 | ▲0.8% |
| 1 世帯平均 | 3.8 人 | 3.7 人 | 3.5 人 | 3.3 人 | 3.2 人 | 3.0 人 | 2.8 人 | — |

資料：国勢調査



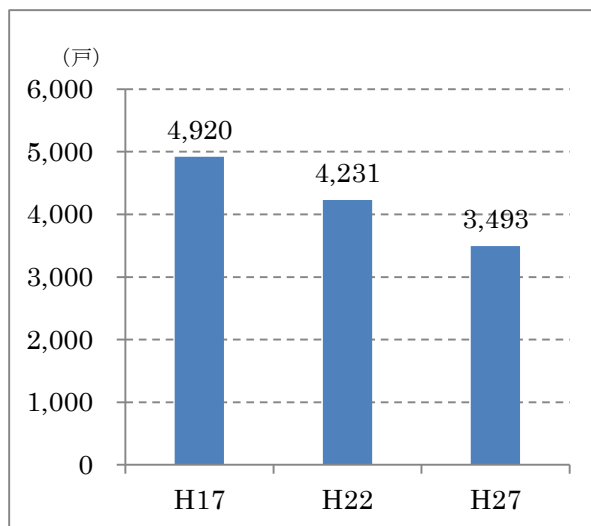
(3) 農林漁業

農業については、平成 17 年からの 10 年間で農家総数が 1,427 戸、経営耕地面積で 843ha 減少しています。また、年齢別農業経営者数では、60 歳以上が平成 27 年で約 70% と非常に高い状態となっており、法人化された経営体数は増加していますが後継者不足が深刻な状況です。

林業についても、同じく平成 17 年からの 10 年間で林家総数が 97 戸減少しています。年齢別林業従事者数では、40 歳から 59 歳までの比率が平成 27 年で 49.5% と最も高い状況となっています。

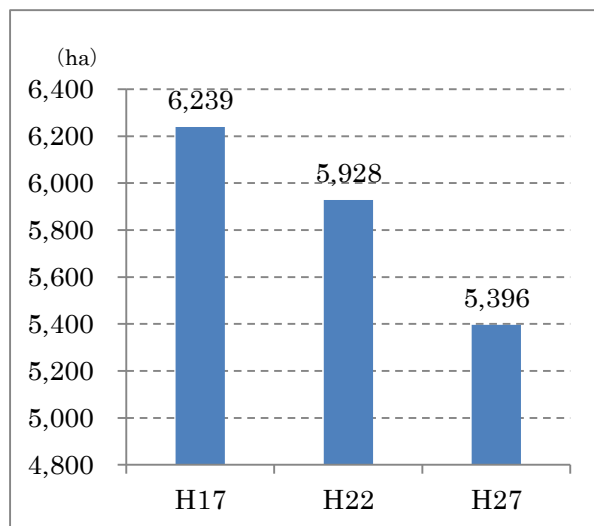
漁業については、平成 15 年と平成 25 年の比較で、経営体数が 35 経営体減少しています。年齢別漁業就業者数では、60 歳以上の就業者数比率が平成 25 年で 64% と高い状態ではありますが、39 歳以下の就業者比率が、平成 20 年の 8.3% から平成 25 年の 12.8% に増加しています。

【表 5 農家総数の推移】



資料：農林業センサス

【表 6 経営耕地面積の推移】



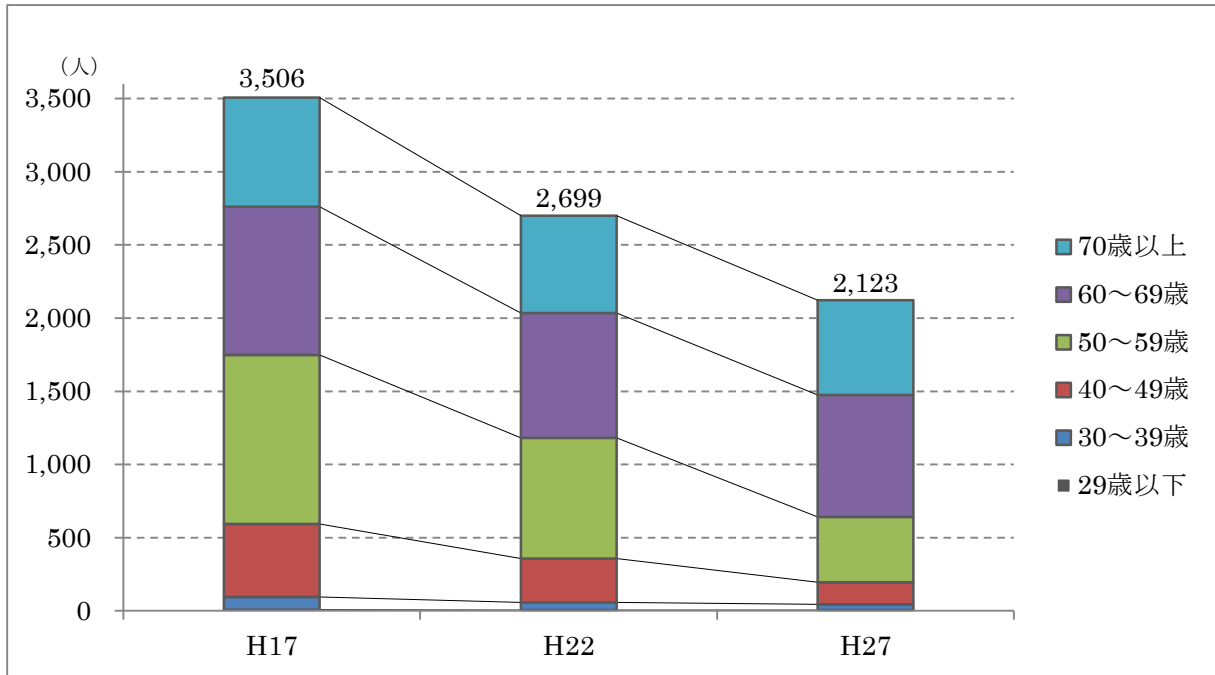
資料：世界農林業センサス、農林業センサス

【表 7 年齢別農業経営者数の推移】

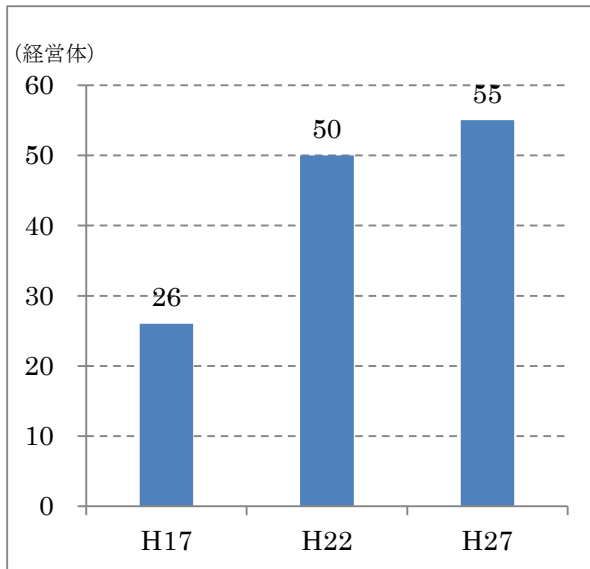
単位：人

| | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 合計 |
|-----|-------------|--------------|----------------|------------------|------------------|----------------|-------|
| H17 | 8 (0.2%) | 88 (2.5%) | 498 (14.2%) | 1,154 (32.9%) | 1,013 (28.9%) | 745 (21.2%) | 3,506 |
| H22 | 5 (0.2%) | 53 (2.0%) | 300 (11.1%) | 824 (30.5%) | 852 (31.6%) | 665 (24.6%) | 2,699 |
| H27 | 5 (0.2%) | 40 (1.9%) | 150 (7.1%) | 447 (21.1%) | 832 (39.2%) | 649 (30.6%) | 2,123 |

資料：世界農林業センサス、農林業センサス

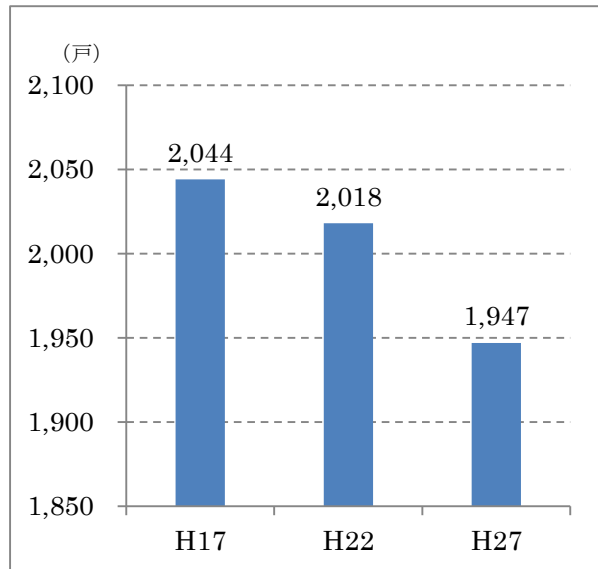


【表 8 農業法人化数の推移】



資料：世界農林業センサス、農林業センサス

【表 9 林家総数の推移】



資料：農林業センサス

【表 10 年齢別林業従事者数】

単位：人

| | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 合計 |
|-----|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|-----|
| H28 | 25 (8.5%) | 55 (18.6%) | 64 (21.7%) | 82 (27.8%) | 59 (20.0%) | 10 (3.4%) | 295 |

資料：新潟北部地域林業振興協議会調べ

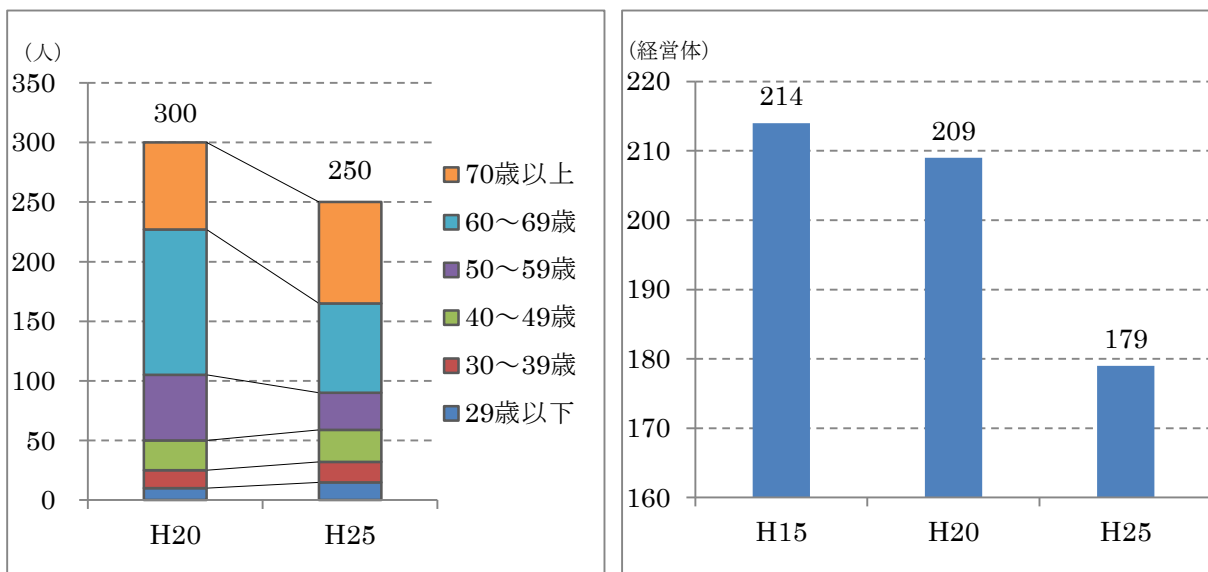
【表 11 年齢別漁業就業者数の比較】

単位：人

| | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳以上 | 合計 |
|-----|--------------|--------------|---------------|---------------|----------------|---------------|-----|
| H20 | 10 (3.3%) | 15 (5.0%) | 25 (8.3%) | 55 (18.3%) | 122 (40.7%) | 73 (24.3%) | 300 |
| H25 | 15 (6.0%) | 17 (6.8%) | 27 (10.8%) | 31 (12.4%) | 75 (30.0%) | 85 (34.0%) | 250 |

資料：漁業センサス

【表 12 海面漁業経営体数の推移】



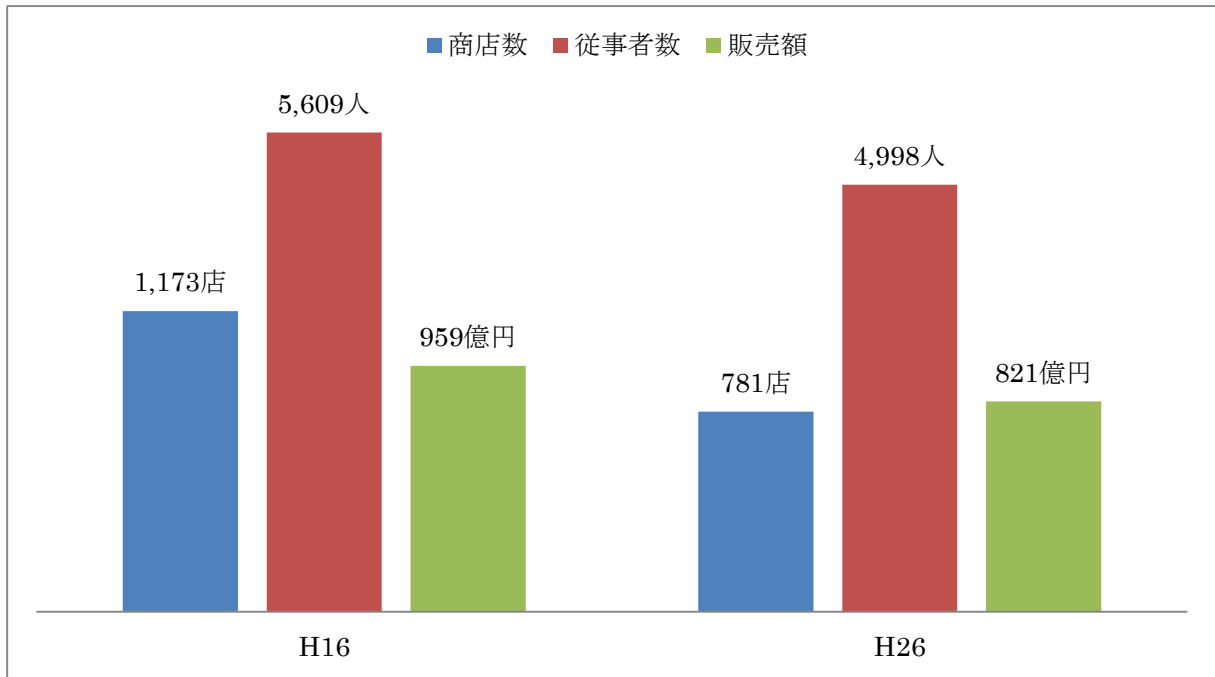
資料：漁業センサス

(4) 商工業

商業については、平成 26 年における村上市の商店数は 781 店で 10 年前の平成 16 年より 392 店減少しています。また、商業従事者数は 4,998 人で 611 人減少し、販売額も 138 億円減少しています。

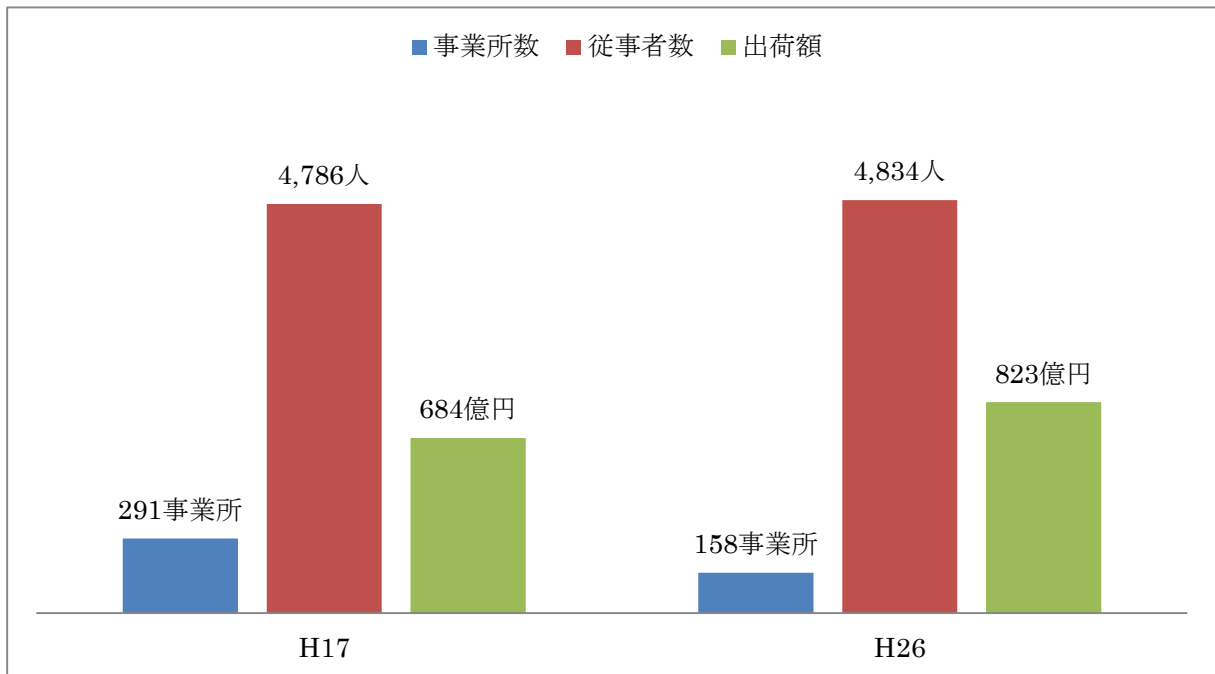
工業については、平成 26 年の事業所数は 158 事業所、従事者数は 4,834 人、製造品出荷額は 823 億円で、合併前の平成 17 年と比較すると事業所数は 133 事業所が減少していますが、従事者数は 48 人増加し、出荷額も 139 億円増加しています。

【表 13 商店数・従事者数・商品販売額の比較】



資料：商業統計調査、経済センサス、事業所・企業統計調査

【表 14 工業事業所数・従事者数・製造品出荷額の比較】



資料：工業統計調査、新潟県の工業

(5) 公共施設等

平成 28 年の小中学校の状況は、小学校 20 校、中学校 8 校となっており、学級数は合併前の平成 18 年より小学校で 12 学級、中学校で 9 学級減少しています。また、小学校児童数は 34%減少し、中学校生徒数は 26%減少しており少子化の進行が顕著になっています。

医療施設では、平成 19 年と平成 28 年の比較で、診療所の医科が 1 箇所、歯科が 2 箇所増加しています。また、病院の許可病床数は、一般病床で 5 床、療養病床で 10 床増加しています。

福祉施設の内、保育園は平成 28 年で 17 箇所あり、平成 19 年より 6 箇所減少しています。また、老人福祉・障害者福祉施設は平成 19 年と平成 28 年の比較で、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、(旧)知的障害者授産施設、グループホームが増加し、在宅介護支援センター、老人憩いの家、地域包括支援センターが減少しています。

【表 15 小学校数・学級数の比較】

単位：校・学級

| 地区名 | H18 | | H28 | | 増減 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 学校数 | 学級数 | 学校数 | 学級数 | 学校数 | 学級数 |
| 村 上 | 7 | 75 | 6 | 65 | ▲1 | ▲10 |
| 荒 川 | 2 | 26 | 2 | 22 | 0 | ▲4 |
| 神 林 | 5 | 34 | 5 | 35 | 0 | 1 |
| 朝 日 | 5 | 33 | 5 | 36 | 0 | 3 |
| 山 北 | 2 | 16 | 2 | 14 | 0 | ▲2 |
| 合 計 | 21 | 184 | 20 | 172 | ▲1 | ▲12 |

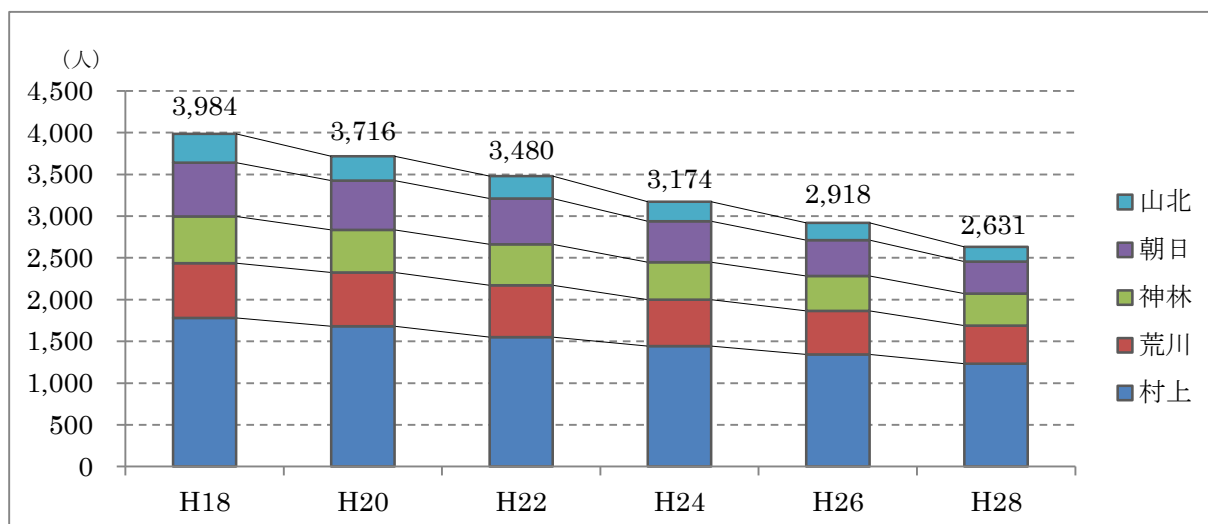
資料：学校基本調査

【表 16 小学校児童数の推移】

単位：人

| 地区名 | H18 | H20 | H22 | H24 | H26 | H28 | H28/H18 増減率 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 村 上 | 1,782 | 1,683 | 1,550 | 1,444 | 1,342 | 1,234 | ▲30.8% |
| 荒 川 | 654 | 641 | 622 | 557 | 525 | 456 | ▲30.3% |
| 神 林 | 559 | 513 | 491 | 449 | 415 | 381 | ▲31.8% |
| 朝 日 | 647 | 589 | 547 | 489 | 431 | 383 | ▲40.8% |
| 山 北 | 342 | 290 | 270 | 235 | 205 | 177 | ▲48.2% |
| 合 計 | 3,984 | 3,716 | 3,480 | 3,174 | 2,918 | 2,631 | ▲34.0% |

資料：学校基本調査



【表 17 中学校数・学級数の比較】

単位：校・学級

| 地区名 | H18 | | H28 | | 増減 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 学校数 | 学級数 | 学校数 | 学級数 | 学校数 | 学級数 |
| 村上 | 3 | 31 | 3 | 24 | 0 | ▲7 |
| 荒川 | 1 | 11 | 1 | 11 | 0 | 0 |
| 神林 | 2 | 9 | 2 | 9 | 0 | 0 |
| 朝日 | 1 | 10 | 1 | 11 | 0 | 1 |
| 山北 | 1 | 8 | 1 | 5 | 0 | ▲3 |
| 合計 | 8 | 69 | 8 | 60 | 0 | ▲9 |

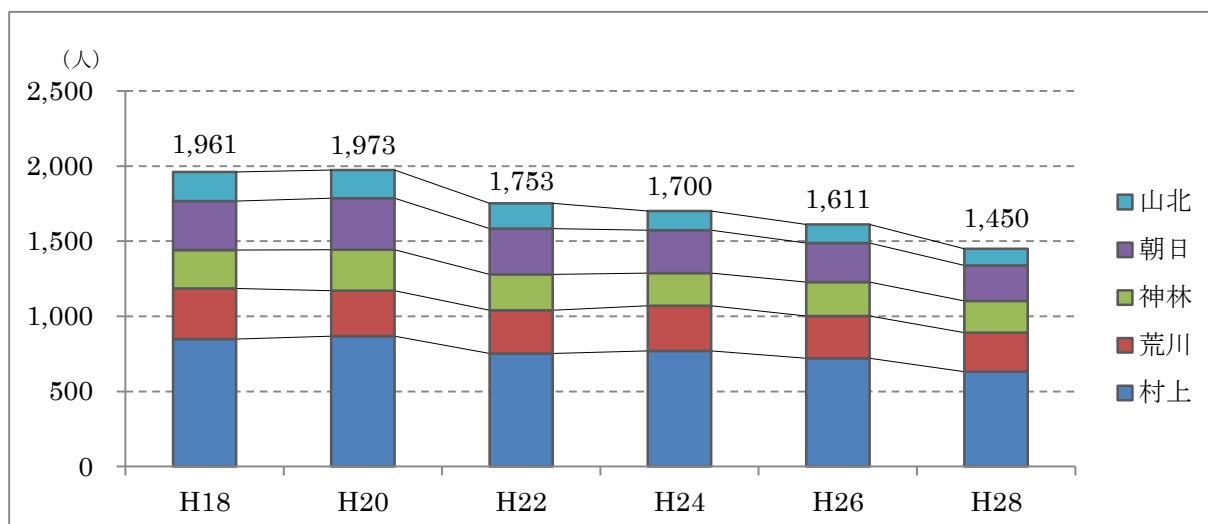
資料：学校基本調査

【表 18 中学校生徒数の推移】

単位：人

| 地区名 | H18 | H20 | H22 | H24 | H26 | H28 | H28/H18 増減率 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 村上 | 848 | 869 | 754 | 770 | 722 | 632 | ▲25.5% |
| 荒川 | 337 | 301 | 286 | 300 | 281 | 260 | ▲22.8% |
| 神林 | 257 | 273 | 240 | 218 | 224 | 211 | ▲17.9% |
| 朝日 | 326 | 343 | 304 | 285 | 261 | 235 | ▲27.9% |
| 山北 | 193 | 187 | 169 | 127 | 123 | 112 | ▲42.0% |
| 合計 | 1,961 | 1,973 | 1,753 | 1,700 | 1,611 | 1,450 | ▲26.1% |

資料：学校基本調査



【表 19 診療所の比較】

単位：箇所

| 地区名 | H19 | | H28 | | 増減 | |
|-----|-----|----|-----|----|----|----|
| | 医科 | 歯科 | 医科 | 歯科 | 医科 | 歯科 |
| 村上 | 23 | 18 | 24 | 21 | 1 | 3 |
| 荒川 | 4 | 7 | 5 | 5 | 1 | ▲2 |
| 神林 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 朝日 | 3 | 4 | 2 | 5 | ▲1 | 1 |
| 山北 | 3 | 4 | 3 | 4 | 0 | 0 |
| 合計 | 35 | 35 | 36 | 37 | 1 | 2 |

資料：市調べ

【表 20 病院許可病床数の比較】

単位：床

| 病院名 | 種別 | H19 | H28 | 増減 |
|----------|----|-----|-----|----|
| 瀬波病院 | 一般 | 92 | 92 | 0 |
| 県立坂町病院 | 一般 | 150 | 148 | ▲2 |
| 村上総合病院 | 一般 | 263 | 263 | 0 |
| 村上はまなす病院 | 精神 | 222 | 222 | 0 |
| 山北会肴町病院 | 療養 | 105 | 105 | 0 |
| 村上記念病院 | 療養 | 120 | 120 | 0 |
| 山北徳洲会病院 | 一般 | 53 | 60 | 7 |
| | 療養 | 50 | 60 | 10 |

資料：各施設HPより

【表 21 保育園数の比較】

単位：箇所

| 地区名 | H19 | H28 | 増減 |
|-----|-----|-----|----|
| 村上 | 7 | 6 | ▲1 |
| 荒川 | 4 | 2 | ▲2 |
| 神林 | 5 | 2 | ▲3 |
| 朝日 | 5 | 5 | 0 |
| 山北 | 2 | 2 | 0 |
| 合計 | 23 | 17 | ▲6 |

資料：市調べ

【表 22 園児数の比較】

単位：人

| | H20 | H28 | 増減 |
|-----|-------|-------|------|
| 未満児 | 284 | 416 | 132 |
| 3歳児 | 372 | 333 | ▲39 |
| 4歳児 | 443 | 340 | ▲103 |
| 5歳児 | 427 | 355 | ▲72 |
| | 1,526 | 1,444 | ▲82 |

資料：市調べ

【表 23 老人福祉・障害者福祉施設数の比較】

単位：箇所

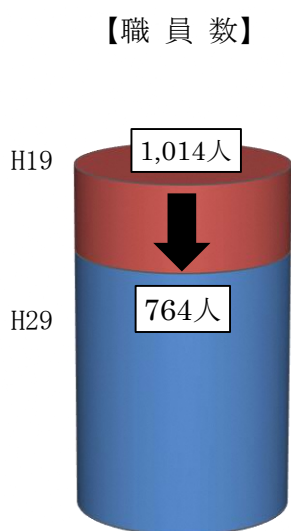
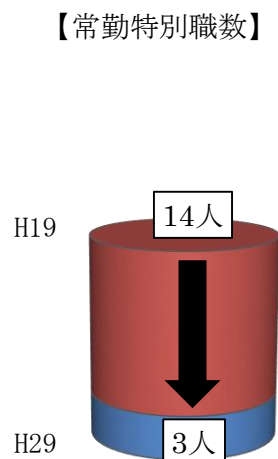
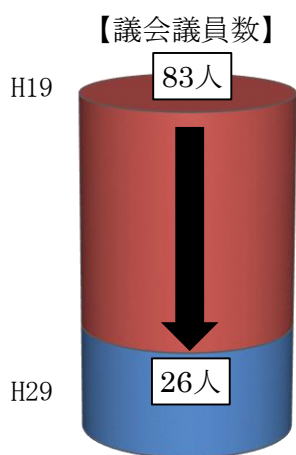
| 施設名 | H19 | H28 | 増減 |
|------------------|-----|-----|----|
| 養護老人ホーム | 1 | 1 | 0 |
| 特別養護老人ホーム | 5 | 8 | 3 |
| 老人保健施設 | 3 | 3 | 0 |
| デイサービスセンター | 19 | 20 | 1 |
| 在宅介護支援センター | 7 | 5 | ▲2 |
| 高齢者生活福祉センター | 1 | 1 | 0 |
| 老人憩いの家 | 1 | 0 | ▲1 |
| (旧)身障者療護施設 | 1 | 1 | 0 |
| (旧)身障者デイサービスセンター | 1 | 1 | 0 |
| (旧)知的障害者更生施設 | 2 | 2 | 0 |
| (旧)知的障害者授産施設 | 2 | 5 | 3 |
| グループホーム | 1 | 13 | 12 |
| 地域包括支援センター | 5 | 1 | ▲4 |
| 老人福祉センター | 2 | 2 | 0 |

資料：市調べ

(6) 行政体制

平成 29 年 4 月 1 日現在の議会議員数は 26 人、常勤特別職数 3 人となっています。また、一般職員数は 764 人となっており、合併前の平成 19 年より 250 人減少しています。

職種別では、合併時の平成 20 年 4 月 1 日現在との比較で、一般職が 111 人、保育士が 47 人、技能員が 60 人、消防職が 5 人減少しています。一方で障害児教育専門や土木技師、建築技師などの専門職が増員となっています。



【表 24 職員数の比較】

| | H19 | H29 |
|-------|-------|-----|
| 旧村上市 | 290 | |
| 旧荒川町 | 115 | |
| 旧神林村 | 120 | |
| 旧朝日村 | 181 | |
| 旧山北町 | 122 | |
| 旧岩船広域 | 186 | |
| 合 計 | 1,014 | 764 |

【表 25 職種別職員数の比較】

| | H20 | H29 | 増減 |
|---------|-----|-----|------|
| 一 般 職 | 527 | 416 | ▲111 |
| 保 健 師 | 30 | 30 | 0 |
| 栄 養 士 | 6 | 6 | 0 |
| 保 育 士 | 124 | 77 | ▲47 |
| 障害児教育専門 | 1 | 3 | 2 |
| 土木技師 | 34 | 36 | 2 |
| 建築技師 | 1 | 2 | 1 |
| 技 能 員 | 120 | 60 | ▲60 |
| 消 防 職 | 139 | 134 | ▲5 |
| 合 計 | 982 | 764 | ▲218 |

【表 26 部門別職員数の比較】

| | H19 | H29 | 増減 |
|-------|-------|-----|------|
| 議 会 | 13 | 4 | ▲9 |
| 総務・企画 | 171 | 136 | ▲35 |
| 税 務 | 44 | 33 | ▲11 |
| 農林水産 | 59 | 43 | ▲16 |
| 商工・労働 | 26 | 18 | ▲8 |
| 土 木 | 36 | 40 | 4 |
| 福 祉 | 293 | 183 | ▲110 |
| 教 育 | 136 | 83 | ▲53 |
| 消 防 | 138 | 139 | 1 |
| 公営企業等 | 98 | 85 | ▲13 |
| 合 計 | 1,014 | 764 | ▲250 |

(7) 財 政

平成 27 年度決算における歳入合計は約 355 億円で、歳入の主なものは、地方交付税 140 億円 (40.0%)、地方税 66 億円 (18.8%)、国庫支出金 28 億円 (8.1%) となっています。また、歳出合計は約 339 億円で、歳出の主なものは、人件費 54 億円 (15.9%)、繰入金 52 億円 (15.3%)、物件費 51 億円 (15.2%) となっています。

【表 27 歳入決算の推移】

単位：千円

| 区 分 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|--------|------------|------------|------------|------------|
| 地方税 | 7,520,556 | 7,093,255 | 6,963,962 | 6,824,736 |
| 地方譲与税等 | 1,589,220 | 1,415,620 | 1,414,988 | 1,354,210 |
| 地方交付税 | 12,437,822 | 12,563,391 | 13,281,669 | 13,568,695 |
| 使用料等 | 1,270,402 | 1,222,618 | 1,170,320 | 1,135,022 |
| 国庫支出金 | 1,651,186 | 4,584,793 | 3,954,865 | 2,770,313 |
| 県支出金 | 1,774,246 | 1,687,051 | 1,720,213 | 1,831,610 |
| 財産収入 | 62,719 | 80,335 | 94,725 | 101,591 |
| 繰入金 | 272,020 | 4,257 | 865,932 | 6 |
| 繰越金 | 621,279 | 1,006,590 | 1,180,020 | 1,317,145 |
| 諸収入等 | 1,144,660 | 1,209,626 | 1,449,498 | 1,477,306 |
| 地方債 | 3,058,900 | 2,578,000 | 3,747,800 | 1,733,300 |
| 合 計 | 31,403,010 | 33,445,536 | 35,843,992 | 32,113,934 |

| 区 分 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|--------|------------|------------|------------|------------|
| 地方税 | 6,746,287 | 6,693,221 | 6,833,156 | 6,671,820 |
| 地方譲与税等 | 1,257,771 | 1,214,227 | 1,279,426 | 1,765,165 |
| 地方交付税 | 14,812,037 | 13,910,695 | 14,059,175 | 14,084,888 |
| 使用料等 | 995,123 | 1,069,583 | 1,035,064 | 960,469 |
| 国庫支出金 | 2,580,808 | 3,553,422 | 3,677,649 | 2,890,775 |
| 県支出金 | 1,624,151 | 1,825,838 | 1,475,796 | 1,834,376 |
| 財産収入 | 65,681 | 82,153 | 68,558 | 60,034 |
| 繰入金 | 0 | 5,490 | 1,072,540 | 2,150,454 |
| 繰越金 | 1,406,914 | 1,157,875 | 1,285,145 | 1,272,947 |
| 諸収入等 | 1,342,420 | 1,286,460 | 1,337,258 | 1,239,057 |
| 地方債 | 2,203,900 | 4,439,800 | 3,896,900 | 2,578,700 |
| 合 計 | 33,035,092 | 35,238,764 | 36,020,667 | 35,508,685 |

資料：地方財政状況調査

【表 28 歳出決算の推移】

単位：千円

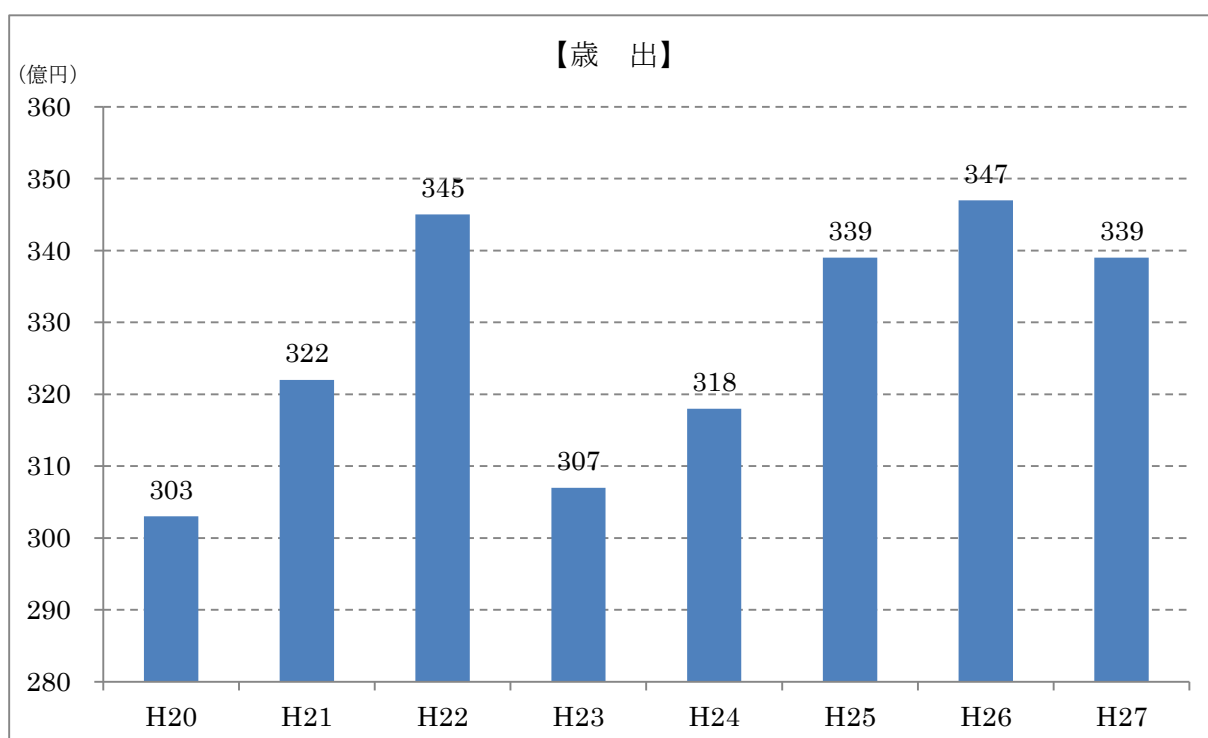
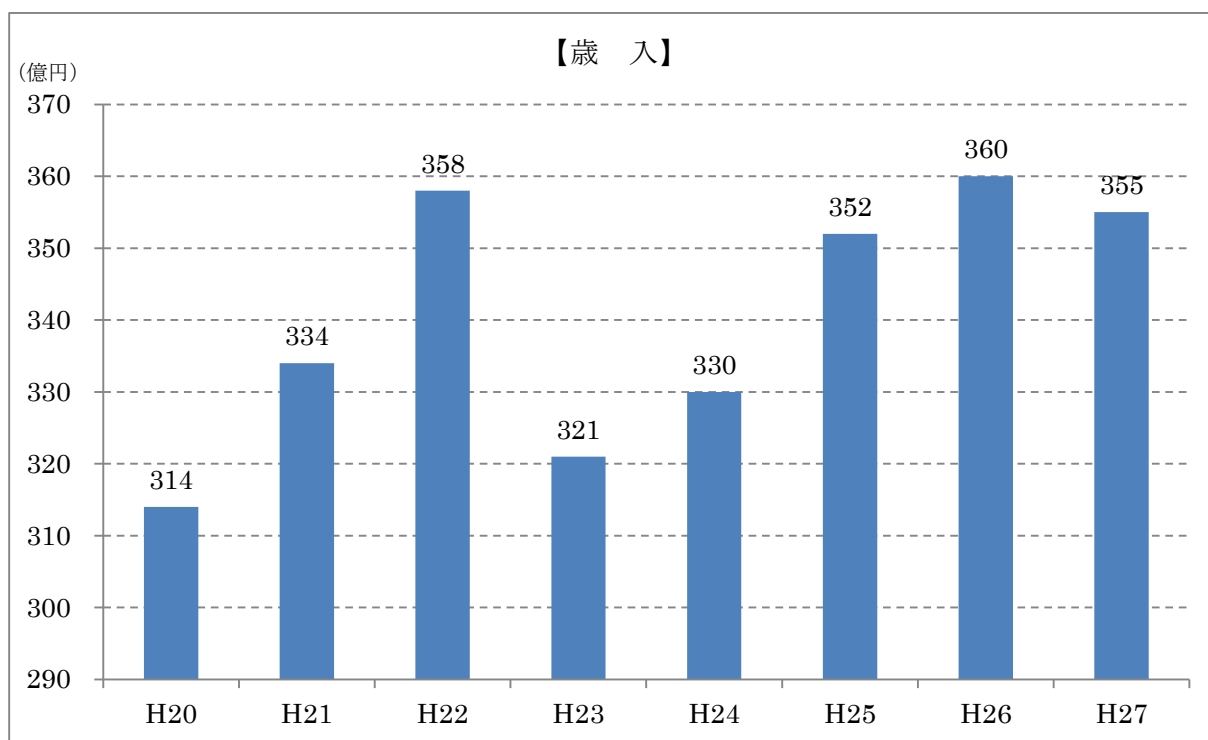
| 区 分 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 人件費 | 7,036,103 | 6,765,376 | 6,410,672 | 6,172,747 |
| 扶助費 | 2,292,236 | 2,409,160 | 3,251,446 | 3,697,263 |
| 公債費 | 4,954,795 | 4,752,566 | 4,719,423 | 4,556,257 |
| 物件費 | 3,997,795 | 4,050,224 | 4,150,376 | 4,230,388 |
| 維持補修費 | 907,140 | 955,515 | 917,158 | 1,133,689 |
| 補助費等 | 1,389,114 | 2,471,503 | 1,470,233 | 1,259,065 |
| 積立金 | 614,658 | 1,023,062 | 2,111,369 | 609,840 |
| 投資・出資・貸付金 | 760,471 | 747,930 | 1,087,730 | 1,062,536 |
| 繰出金 | 4,533,895 | 4,402,124 | 4,686,148 | 4,951,960 |
| 投資的経費 | 3,910,213 | 4,688,056 | 5,722,292 | 3,033,275 |
| 合 計 | 30,396,420 | 32,265,516 | 34,526,847 | 30,707,020 |

| 区 分 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 人件費 | 5,851,876 | 5,673,272 | 5,607,324 | 5,408,860 |
| 扶助費 | 3,695,905 | 3,686,106 | 4,169,042 | 4,130,236 |
| 公債費 | 4,402,696 | 4,155,452 | 4,101,180 | 3,937,607 |
| 物件費 | 4,083,092 | 4,376,561 | 4,601,634 | 5,175,044 |
| 維持補修費 | 1,044,139 | 886,218 | 1,137,830 | 1,144,597 |
| 補助費等 | 1,440,329 | 1,458,942 | 1,546,126 | 2,027,912 |
| 積立金 | 1,404,223 | 1,039,999 | 499,434 | 2,154,393 |
| 投資・出資・貸付金 | 1,048,245 | 933,214 | 1,075,577 | 956,772 |
| 繰出金 | 5,064,659 | 5,044,530 | 5,061,263 | 5,207,980 |
| 投資的経費 | 3,842,053 | 6,699,325 | 6,948,310 | 3,856,133 |
| 合 計 | 31,877,217 | 33,953,619 | 34,747,720 | 33,999,534 |

資料：地方財政状況調査

- 【地方税】市民税や固定資産税等の税金。
- 【地方譲与税】自動車重量税（国税）等の一部を市町村等に譲与や交付するもの。
- 【地方交付税】全国一律の行政サービスが受けられるように国が市町村等に交付するもの。
- 【使用料等】公共施設の利用料金等の収入。
- 【国庫支出金】国から交付される補助金等。
- 【県支出金】県から交付される補助金等。
- 【財産収入】市が所有する財産を貸し付けることによって得た収入等。
- 【繰入金】事業の財源とするため基金（貯金）等から一般会計に繰入れたもの等。
- 【繰越金】前年度の余剰金を次年度に繰り越したものの。
- 【諸収入等】寄附金や雑入等の収入。
- 【地方債】市町村等が借り入れる資金（借金）。

- 【人件費】職員給与のほか議員や委員の報酬等の経費。
- 【扶助費】児童や高齢者等を援助する経費。（生活保護・保育園運営費・老人ホーム運営費等）
- 【公債費】地方債（借金）の元利償還（返済）に要する経費。
- 【物件費】賃金や旅費等、消費的性質を持つ経費。
- 【維持補修費】道路や建物等を補修する等、維持するための経費。
- 【補助費等】各種団体等への助成金や負担金等の経費。
- 【積立金】計画的な財政運営を行うため基金（貯金）へ積み立てる経費。
- 【投資・出資・貸付金】地域振興のために貸付を行う経費等。
- 【繰出金】水道事業会計等、他の会計に支出する経費。
- 【投資的経費】道路や学校等の整備（建設）等に要する経費。



2. 合併の不安に対する対応

(1) 地域のあり方

① 地域の個性や特徴の喪失不安への対応

市民と行政とが共に支え合いながら特色ある地域づくりを行っていくため、平成23年度に17の「地域まちづくり組織（まちづくり協議会）」を作り市民協働のまちづくりを推進してきました。また、地域の活性化等を促進するため平成26年から「地域おこし協力隊」を配置し、平成29年度からは「集落支援員」を試行的に配置しました。地域文化等の伝承や保存については、文化団体に対する支援や、自治総合センターの助成制度の活用等により、その保存や継承を図ってきました。また、村上城跡や平林城跡などの文化財保護にも努めてきました。

- 協働のまちづくり推進事業
- 地域おこし推進事業
- 文化芸術振興事業
- 文化財保護事業
- など

② 合併後の周辺部に対する対応

合併市町村基本計画を中心に、統合保育園の建設や学童保育所の建設・改修、支所庁舎建設、情報通信施設の整備など地域バランスに配慮しながら事業を実施してきました。併せて上水道や下水道などの社会基盤については、年次計画により整備を進めてきました。また空き家バンクや百姓やってみ隊の取り組みのほか、市民農園（クラインガルテン）の開設などにより周辺部への定住及び交流人口の拡大に努めてきました。また、給食サービスや緊急通報装置の貸与など高齢化に対応した各種事業を展開してきました。

- 統合保育園建設事業
- 学童保育所建設・改修事業
- 情報通信施設整備事業
- 山北支所庁舎建設事業
- など

③ 住民の意見を行政に反映させるための対応

合併後、各地区に地域審議会の設置や、各種計画を策定する際に住民アンケートの実施や附属機関を設置して住民の皆さまの意見を計画策定に反映してきました。また、市長とのふれあいトークを開催し、地区の皆さまの声を市長自らが聞く取り組みも行ってきました。

- 住民アンケートの実施
- 附属機関の設置
- パブリックコメントの実施
- 市長とのふれあいトーク
- など

(2) 行政サービス

- ① 市役所や町村役場、公共施設が遠くなり、現在よりも不便になるのではないかと不安に対する対応

合併以前の町村役場は合併後も支所機能を持ち、窓口業務や地域に密着した行政機能は支所で対応することを基本とし、住民サービスの維持と職員定数の適正化を図ってきました。また本庁と支所をオンラインで結び、どの窓口でも住民票や諸証明の交付を行うとともに、窓口開設時間の延長や年末窓口の開設を行ってきました。

○庁舎情報システム整備事業 ○議会中継システム整備事業 など

- ② 公共施設等の統廃合に対する不安と対応

公共施設については、旧市町村が保有していた類似施設が多数存在している中、合併後、施設の老朽化の解消と保育・教育環境の向上のため保育園や小学校の統合を行いました。また、統合後は通園バスやスクールバスの運行を行ってきました。

○荒川地区統合保育園建設事業 ○神林地区統合保育園建設事業
○山辺里地区統合小学校建設事業 ○通園バス運行事業 など

- ③ サービスの質や使用料等の水準についての不安と対応

サービス水準の確保と安定運営のため、保育料やごみ・し尿処理料、スポーツ施設や公民館などの使用料を統一しましたが、水道・下水道料金については、平成30年度に基本料金の統一を行い、従量料金は基本料金が統一される平成30年度までに検討することとしています。

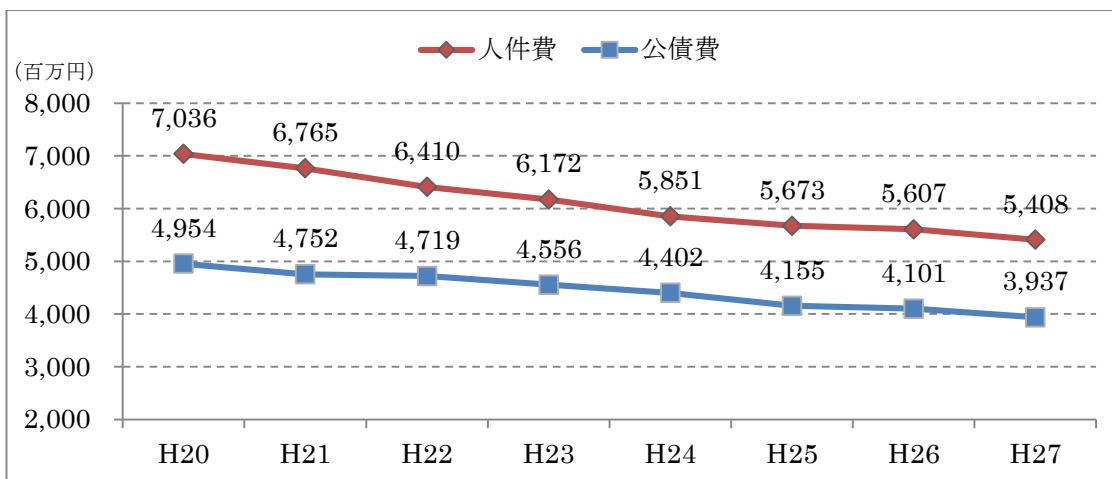
○上下水道料金統一検討委員会 ○上下水道事業審議会 など

(3) 行財政効率化

① 広大な面積による行財政効率低下への不安と対応

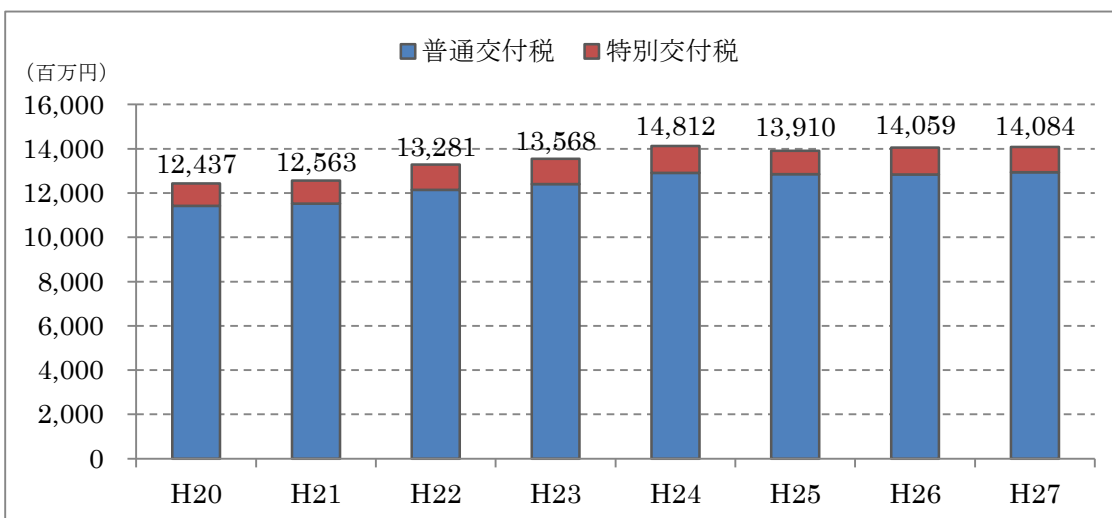
行財政の効率化を図るため、合併後、事務事業の精査や指定管理者制度の導入等による行政改革のほか、職員数の適正化による人件費の削減や、公債費の抑制などにより財政の健全化に努めてきました。

○村上市職員定員適正化計画 ○村上市行政評価制度



② 中長期的にみると、財政規模が相対的に小さくなることへの対応

複雑・多様化する住民ニーズに対応したサービスを維持するため、財政基盤の強化を図り、また、地方交付税の算定替えによる減額に備え基金を創設するなど財政の健全化を図ってきました。なお、地方交付税については、算定基準の見直し等により当初想定していた交付額よりは増額となっていますが、平成 28 年度から段階的に減額されています。



3. 合併の効果及び現状

(1) 住民の利便性の向上

合併前の旧市町村の区域に関係なく、本庁や各支所で住民票や戸籍のほか、税関係の証明など各種申請手続きができるようになったほか、延長窓口の開設により利便性の向上が図られましたが、地域に密着した行政サービスの提供を高めていく必要があります。

保育園や子育て支援センターの利用については、勤務地に近い保育園を選択できるなど選択肢が広がりました。しかし、増加する未満児保育の入園希望については、施設の増築などで対応していますが、保育士の確保が難しい状況により必ずしも満足のいく状況とはなっていません。また、平成29年7月には、子育て世代が働きやすい環境整備として病児保育センターを開設しました。

小中学校区の区域設定については、地域特性や郷育等の継続性を大切にする観点により区域を変更するには至っておりません。

その他の公共施設については、統一した基準で団体の認定を行い、地区の制限なく施設を利用することができ、体育施設を利用する際の定期券や回数券も市内共通で使えるようになりました。

(2) サービスの高度化・多様化

専門的でニーズに即したサービスの提供を行うことができるよう、合併前では採用が難しかった土木技師や建築技師、障害児教育の専門職などを採用することができました。しかし、人件費を抑制する観点により個性ある行政施策を展開するための採用には至っていない状況です。

また、職員については、職員個々のレベルアップを目指して、様々な研修に参加させ研鑽を図っておりますが、直面する様々な課題に素早く的確に対応できるようさらなる研鑽を図っていく必要があります。

行財政基盤の強化においては、過疎債等の優良な地方債の活用や地方交付税の縮減に備え、基金により財源を確保するなど、将来にわたり健全運営ができるよう努めてきました。これからも少子高齢化の対応や多種多様な市民ニーズに応えるため、さらなる行財政基盤の強化を図る必要があります。

合併後、市内全地区に総合型地域スポーツクラブが組織され、スポーツの枠に捉われない様々な分野における多様な事業展開に広がり、新たな住民サービスの提供につながっています。

(3) 重点的な投資による基盤整備の推進

合併時に策定した合併市町村基本計画や合併後に策定した第1次及び第2次総合計画を基本に、緊急度や必要性を考慮した整備を行ってきましたが、すべての地区に同様の整備をしていくことは、今後更に難しくなることが考えられるため、広域的な見地や地域特性を活かしながら重点的に整備を進める必要があります。

(4) 地域づくり・まちづくりと施策展開

高速道路の開通に合わせたアクセス道の整備や、地域公共交通活性化協議会を設立し、まちなか循環バスやデマンドタクシーの運行などにより交通の利便性向上を図ってきましたが、今後も高速道路の延伸に伴うアクセス道の整備や高齢化に対応した公共交通の充実が必要です。

地域づくりにおいては、平成23年度から協働のまちづくりを推進し、各地区において地域の特性を活かしたまちづくりを進めているところであり、今後も地域と行政がより密に連携を図りながら、まちづくりを推進する必要があります。

合併後、環境基本条例の制定や環境基本計画を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、給水区域の見直しや災害時に対応できるよう連絡管の整備も検討してきました。汚水処理施設については、生活圏の変化等に対応できる広域的な汚水処理施設の統廃合が可能となりました。

観光振興においては、魅力ある産物や多様な観光資源を組み合わせることで新たな観光PRを行ってきました。

(5) 行財政の効率化

旧市町村ごとにあった総務、企画などの管理部門の統一のほか、三役や議員及び市町村ごとに設置されていた同種の委員会や審議会を一つにまとめることができ、経費削減を図ることができました。しかし、支所だけでは完結できない事案もあり、本庁、支所間の連携をより強化するとともに、職員のスキルアップを図る必要があります。

スポーツ施設や文化施設等の公共施設については、地区住民の思いも考慮し現状維持となっておりますが、類似施設の重複整備を避け、維持管理費削減のためにも効率的に再配置することが必要です。

(6) 地域のイメージアップと総合的な活力の強化

各地域の特産品や観光資源などを組み合わせ、村上市として大きな観光PRや誘客事業など、より大きな自治体となったことのスケールメリットを活かし、第2次村上市総合計画の重点戦略でもある村上市総合戦略などにより多様な施策を展開してきたところです。今後もさらなる地域のイメージアップにつながるよう、各地域でのまちづくりをはじめ各種施策を展開し、市全体の総合力向上を目指して取り組みを強化していく必要があります。

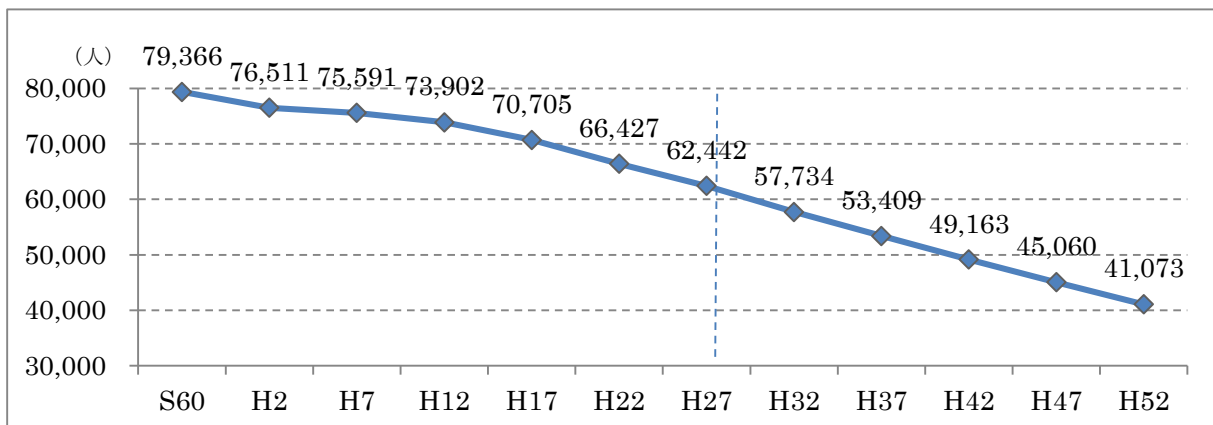
4. これからのまちづくりに向けて

平成20年4月1日に新村上市が誕生してからこれまで、合併市町村基本計画や第1次及び第2次村上市総合計画等により一体感の醸成と均衡ある地域の発展を目指し、各種施策に取り組んできました。

合併時に策定した合併市町村基本計画では、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針を定め、計画に記載されている各種事業に取り組んできました。第1次村上市総合計画では、「元気“eまち”村上市」を将来像に掲げ、いつまでも住み続けたいと思える「定住の里づくり」を重点戦略として新市の基盤づくりを進めてきました。昨年3月には第1次村上市総合計画の想いを引き継ぎながら本市の魅力を多方面に高め、より人が輝くまちにステップアップしていくため、「やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上」を将来像とした第2次村上市総合計画を策定したところです。

しかしながら、急激に加速する人口減少や少子高齢化により、産業や地域の担い手不足、市内経済の縮小、医療・福祉の充実などが求められており、本市にとって喫緊の課題となっています。限られた財源の中ではありますが、人口減少問題を最重要課題に掲げ、総合計画や総合戦略などの取組を粘り強く継続することで、少子高齢化対策や農林水産業における担い手の確保と育成、商工業への効果的な支援等による市内経済の活性化、健康の増進や子育て環境の充実、高齢者の安心な暮らしづくり等、市民の安全安心の確保に素早かつ確に対応していく必要があります。また、人口減少と少子高齢化は、集落活動の維持など日常生活の様々な面に影響を及ぼすため、これからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域と行政が連携をより密にするとともに、様々な地域課題に対応するため行政各部署も縦割りから横の連携をより意識しながら、市民協働のまちづくりを推進する必要があります。併せて、各種課題に対応するため業務改善に取り組むとともに、職員の意識改革や資質向上を図り、バランスの良い行財政運営に努める必要があります。また、将来負担の軽減を図るため経常的経費の削減や施設の統廃合などにより行財政基盤の強化を図る必要があります。

【人口の推移と将来推計】



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計値

5. 資料

(1) 地域審議会

① 制度創設の理由

合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映していくことができるよう創設されたもの。

② 会議の開催状況

| 年 度 | 地域審議会 | 合同会議 | 年 度 | 地域審議会 | 合同会議 |
|----------|-------|------|----------|-------|------|
| 平成 20 年度 | 2 | | 平成 25 年度 | 4 | |
| 平成 21 年度 | 4 | | 平成 26 年度 | 4 | |
| 平成 22 年度 | 4 | | 平成 27 年度 | 4 | 1 |
| 平成 23 年度 | 4 | 1 | 平成 28 年度 | 3 | |
| 平成 24 年度 | 4 | | 平成 29 年度 | 3 | 1 |

③ 主な協議等

平成 20 年度…総合計画に向けた各地域のまちづくりの基本的方向について【答申】

⇒第 1 次村上市総合計画の土地利用構想（ゾーニング）に反映

平成 21 年度…地区の活性化に向けた意見書の提出

⇒合併後 1 年が経過し、各地区の意見を市長へ提出

平成 22 年度…地域まちづくり協議会設置に向けての意見

⇒意見を基にまちづくり協議会を設置

平成 23 年度…定住の里づくりアクションプランについて【答申】

⇒地域活性化に向け各地域で特に取り組む施策の方向性として反映

平成 24 年度…地区の活性化に向けて具体的に取り組むべき施策の具現化に関する意見

⇒定住の里アクションプランを基に具現化策に関する意見のまとめ

平成 25 年度…地域の活性化を目指すための具体的な事業提案を審議

⇒提案事業を平成 26 年度から平成 28 年度までに実施

平成 26 年度…第 1 次村上市総合計画中間総括について

⇒中間総括について各地区から意見聴取

平成 27 年度…第 2 次村上市総合計画策定に向けての提言書提出

⇒総合計画の基本計画に反映

平成 28 年度…合併市町村基本計画登載事業の取扱いについて

⇒計画期間満了後の取扱いについて協議

平成 29 年度…市町村合併のまとめを審議

⇒市町村合併のまとめを市長へ提出

(2) 用語説明（五十音順）

あ行【空き家バンク】

市内の空き家を登録し移住者向けに紹介する取り組み。

【一般病床】

病気治療のための入院施設。

か行【過疎債】

過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められている地方債（借金）。国からの補填があり元利償還（返済）の負担が少ない。

【許可病床数】

医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床（ベッド）数。

【グループホーム】

主に認知症等により一人で生活が困難な高齢者等が5～9人のグループを単位として共同生活をする施設。

【経営耕地面積】

農家が耕作（経営）している農地の面積。

【高齢者生活福祉センター】

自炊可能な一人暮らしや高齢者のみの世帯で特に見守りが必要な高齢者に対し生活の場を提供するための施設。

さ行【在宅介護支援センター】

高齢者や家族からの介護等に関する相談に応じ、行政や民間のサービスに対して調整や連絡を担う相談窓口。

【指定管理者制度】

市の施設の管理や運営を民間企業や団体に代行させることができる制度。

【市民農園（クラインガルテン）】

市外の方が地元住民との交流を深めながら農作業体験ができる農園。

【集落支援員】

地域の実情に詳しい人材を「集落支援員」として委嘱して集落の状況把握や集落点検のほか地域と行政との話し合いの促進等を行う。

【従量料金】

使用した量に応じて高くなる料金。

【常勤特別職】

一般職以外の特別職の内、常時勤務している特別職。（市長・副市長・教育長）

【(旧) 身体障害者デイサービスセンター】

在宅の身体障害者に対して創作的活動や機能訓練等のサービスを提供し、身体障害者の自立と社会参加を図る施設。

【(旧) 身体障害者療護施設】

身体に重度の障害があつて日常生活に介護が必要な方が生活する施設。

【総合型地域スポーツクラブ】

スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくり等に向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を担う組織。

た行【地域おこし協力隊】

地域外の人材を受け入れ、地域の魅力発見や地域の活性化を図るため、その地域に住みながら活動する取組み。都市地域等から生活の拠点を移した者を市が「地域おこし協力隊員」として委嘱する。

【地域包括支援センター】

高齢者が安心して生活できるよう、医療・介護・福祉・地域等と連絡調整を行いながら支援が必要な高齢者とその家族に対して総合的に相談支援を行う機関。

【(旧) 知的障害者更生施設】

18歳以上の知的障害者が入所又は通所し、社会生活適応や生活習慣確立のための支援等を行う施設。

【(旧) 知的障害者授産施設】

18歳以上の知的障害者が入所又は通所し、生活指導や職業訓練を行う施設。

【デイサービスセンター】

施設に入所せず日帰りで介護サービスを受けることができる施設。

【特別養護老人ホーム】

在宅で介護できない高齢者が入居して介護を受ける介護施設。

は行【パブリックコメント】

計画等を策定する際等に広く意見を募集する手続き。

【百姓やってみ隊】

交流人口の拡大のため市外の方に山北地域の農業体験を通じた体験交流活動を行う事業。

【病児保育センター】

子供が病気の際に仕事等の都合で看病できない親等に代わって病気の子供を預かる施設。

【附属機関】

調査や審議を行うため設置される機関。(審議会等)

や行【養護老人ホーム】

介護の必要性に関係なく環境的・経済的に在宅で生活することが困難な高齢者を養護し、社会復帰させる施設。

ら行【療養病床】

要介護者等で医学的な管理や機能回復訓練等を行う入院施設。

【老人憩いの家】

高齢者の教養の向上やレクリエーションの場として利用を図り、高齢者の心身の健康や生きがいづくりに寄与する施設。

【老人福祉センター】

高齢者がレクリエーションや教養を高めることで健康づくりや生きがいづくりを支援するための施設。

【老人保健施設】

介護を必要とする高齢者の自立を支援し医学的管理の下、看護や介護のほか日常サービスまで提供する施設。



村上市